

平成25年度 事業計画書

我が国は科学技術創造立国を標榜しており、第4期科学技術基本計画では、産業界が技術士を活用することへの期待が示されている。科学技術は、持続的成長の維持や国際競争力の強化にとって不可欠であり、これにより経済の発展を促し、国民の生活を守る源と言える。特に、東日本大震災以降、国民の安心安全な社会への関心も一層高まり、我が国を代表する技術者集団として本会への期待は益々増大しているものと考えられる。今後、これらの社会の要請を踏まえ、技術士一人ひとりが自らの資質向上に励み、科学技術に携わる者の責務として、技術者倫理に則り、公正・誠実に行動することが重要である。

本会が、公益社団法人として、これらの国民の期待に応えていくためには、健全な財務体制の構築が大前提であり、そのためには会員数の確保は喫緊の課題である。現在の会員数は14千人に達しているが、入会率は十分とは言えず、継続的な会員拡大活動が必要である。それには、まず、JABEE 課程修了者への働きかけの強化等により、二次試験受験者の増加を図る必要がある。また、二次試験合格者の入会の促進には、魅力ある技術士会活動が肝心で、若手技術者の育成、ICT(Information and Communication Technology)活用によるCPD機会の拡充、公共調達・審査・監査等における技術士資格の活用等の施策を積極的に進める必要がある。同時に戦略的広報を強化するとともに、科学・技術に係わる事象に対して情報を発信し続けることが重要である。

これらの方策を進めるにあたり、日本技術士会の活性化が重要であり、統括本部委員会・部会と地域本部、県支部とが連携し一体となって取り組む必要がある。

また、これら課題への取り組みの具体化に当たっては、一般・特別両会計共に引き続く厳しい財政運営に鑑み、これまで以上に効率的な実施を図ることとする。

I 一般事業

1 技術士及び技術者の倫理の啓発

改正技術士法（平成12年）、「技術士プロフェッション宣言」（平成19年）、及び公益社団法人としての本会の新たな定款の内容と共に、国際化への対応も踏まえ、平成23年3月に新たに「技術士倫理綱領」を制定した。この理念を広く会員のみならず技術士全般への浸透を図るため、引続き外部に向けたシンポジウムや研修会等を開催し技術者倫理の啓発に努めると共に、技術者倫理に関し活動する会員に対し情報連携等支援を行う。

- (1) 技術者倫理に関する一般企業向けも含めたセミナー、研修会等の開催
- (2) 技術者倫理に関する会員の活動状況の登録促進、技術者倫理に係る研究会の開催
- (3) 「技術者倫理事例集」の発行等、技術士倫理綱領の理解促進活動の推進

2 技術士の資質向上

技術士法では、技術士の資質の向上を図るため、資格取得後の継続研鑽（CPD）が責務とされ、CPDは本会の基本事業の一つと位置づけられている。よって、本会は、会員のみならず

広く技術士全般に対する CPD の啓発を、関連する学協会とも連携し促進する。CPD 活動を技術士や社会のニーズに応じた体系化の下に進め、魅力ある講座の開拓と提供に取り組むとともに、特に各地域の会員の CPD 実施機会の増加を目指した施策を実施する。また、「社会に担保できる CPD 制度」を確立するため、CPD 審査を実施すると共に技術士 CPD 制度についての普及啓発及び CPD 登録の促進を行う。

- (1) 「技術士 CPD 中央講座」、「技術士 CPD ミニ講座」、「技術士業績・研究発表年次大会」、「技術士フォーラム」、「新春記念講演会」等の開催
- (2) 地域組織・部会における講演会や見学会の活性化に向けた支援のほか、「北東 3 地域本部技術士交流研修会」及び「西日本技術士研究・業績発表大会」の開催
- (3) 全国の会員が閲覧可能となるよう地域組織・部会・委員会が企画する講演内容の本会ホームページ掲載及び CPD 教材の改訂等を含めた整備・充実
- (4) 学協会会員の相互参加による連携の促進、大学等教育機関との連携等による CPD 機会の拡大と内容の充実、WEB 会議システムを利用した講演会開催とその効果的な開催方法の検討
- (5) 未入会技術士に対しての本会ホームページでの CPD 行事情報の提供及び入会促進
- (6) CPD 行事への参加申し込みから CPD 記録の登録・審査まで一貫した管理が可能な P e-CPD システムの改善、CPD 記録の登録促進
- (7) 「技術士 CPD ガイドライン」に基づく技術士 CPD 制度、CPD 登録証明書発行制度、技術士 CPD 認定会員制度についての広報、並びに CPD 登録内容の審査の実施
- (8) 本会が発行する CPD 登録証明書の活用や技術士 CPD 制度の企業等における活用等技術士 CPD の理解を広めるための自治体や産業界等への働きかけ
- (9) 技術士 CPD プログラム開催手引きの試行を進め、その結果を踏まえた技術士 CPD 認定プログラム制度の構築についての検討

3 技術士制度の普及・啓発

技術士制度の普及・啓発のために、行政機関や産業界での活用促進を働きかけるとともに、技術士の活用及び技術士制度に関する調査・提言ならびに広報活動を行う。技術士全国大会や地域での企業、教育機関や公的機関との交流会や地域組織・部会が開催する研修会・講演会等を広く社会に公開し、技術士及び技術士制度の普及を図る。

- (1) 国、地方自治体、地域の業界団体等を対象にした技術士の活用及び技術士制度に関する調査
- (2) 上記の調査結果を踏まえた関係機関への技術士の活用及び技術士制度の普及に関する提言や働きかけ
- (3) 「第 40 回技術士全国大会」(札幌市)、「地域産学官技術士合同セミナー」(中部、近畿、中国、九州本部)、「技術士試験合格者祝賀会」(統括本部、各地域組織、各部会)、地域産業活性化に向けた研究会(各地域組織)等の開催
- (4) 女性技術士及び女性会員の増大に向けた男女共同参画推進活動の展開

4 業務開発及び活用促進

会員のみならず技術士としての業務の発展、あるいは有資格者としての意義が社会の中に正当に位置付けられることを目的に、新たな業務分野の開拓とその普及及び関係官庁や関係団体等への働きかけを今後とも積極的に継続する。

- (1) 国、地方自治体、業界団体、海外業務関係機関等への技術士の活動範囲の拡大について、地域組織・部会との連携の下での働きかけ
- (2) 東京都中小企業振興公社、中小企業基盤整備機構、科学技術振興機構、弁護士会、弁理士会等が実施している調査、審査、鑑定、技術指導等への支援
- (3) 一般企業に向けた企業内技術士の活用の普及活動
- (4) 業務・技術監査など、企業が法的・社会的責任を果たす上で有用な技術士業務の検討、開発
- (5) 技術士業務開業研修会（入門コース及び実践コース）及び海外技術協力実務講習会の開催

5 技術系人材の育成

技術士資格取得に向けた修習技術者（技術士第一次試験合格者及び JABEE 認定課程修了者）の修習活動の支援を進める。また「修習技術者ガイドライン(案)」の継続検討に取り組むとともに、大学等の教育機関に対する技術士活動の紹介など技術士制度の普及啓発を図る。

- (1) 修習技術者に対する修習支援プログラムとその支援方法・体制の整備・充実、及び準会員への入会促進
- (2) 研修委員会に設置した修習技術者支援制度検討ワーキンググループにおける検討取りまとめを踏まえた「修習技術者ガイドライン(案)」の継続検討、発行及びその普及啓発
- (3) 技術士第一次試験合格者・JABEE 認定課程修了見込み者ガイダンス、修習技術者業務体験発表会、技術士制度・試験制度ガイダンス、技術士・修習技術者交流会、修習技術者向けセミナー等の開催
- (4) WEB 講演視聴等を活用した研修機会の地域格差是正への取り組み
- (5) 大学・高専等の教育機関に対する技術士及び技術士制度についての組織的な広報の強化、特に女子学生、JABEE 認定課程の在学学生、教職員等に対する説明会の開催、並びに説明員の強化

6 国際交流及び国際協力活動

技術を通じた国際交流や国際協力は、技術士が国際社会に貢献する上で重要な活動である。日韓技術士交流実行委員会、海外活動支援実行委員会、青年技術士交流実行委員会や地域組織などによる既存の活動を国際委員会のもとに位置づけ、新たな地域も含めた国際交流活動の促進を検討する。

合わせて自由貿易協定の進展等も視野に入れた APEC エンジニア、EMF 国際エンジニアの普及、活用、支援、また FEIAP 等の国際技術者団体との交流の促進や技術士の海外での業務活動の支援を行う。

- (1) APEC エンジニア及び EMF 国際エンジニアの審査登録の実施、及びこれらの国際的資格の枠組みに参加しようとする海外技術者団体等への支援
- (2) IEA（国際技術者連盟）が定めた Graduate Attributes and Professional Competencies（卒業生及び専門職としての知識・能力）の APEC エンジニア及び EMF 国際エンジニア制度への適用についての検討
- (3) APEC や ASEAN 諸国、EMF（Engineers Mobility Forum）の加盟技術者団体との交流・協力の促進、アジア太平洋技術者協会連合（FEIAP）への参画
- (4) 「第 43 回日韓技術士会議」（韓国・水原(スウォン)市）の開催、日韓技術士交流促進の調査・研究

- (5) 青年技術士交流実行委員会による ASEAN 諸国、地域の若手技術者との交流の継続
- (6) アジア地域の技術者関係機関、教育機関等との交流
- (7) 国際協力機構、日本貿易振興機構、食品産業センター、中国国際人材交流協会、中国科学技術交流中心、台北駐日経済文化代表處、韓国中小企業振興公団、韓日産業・技術協力財団、欧州復興開発銀行等が実施している専門家派遣、審査等への支援

7 社会貢献活動

技術士の専門技術を生かし、地域社会や青少年に向けた科学技術に関するコミュニケーションの促進を図るなど、科学技術振興支援事業を継続して行う。また、科学技術全般にわたる高度な専門技術者の集団である本会の特性を活かし地域防災支援や工事監査支援活動などを継続する。

技術士の地位の向上と本会の公益活動の推進のため、社会における多種多様な課題に対する技術的支援の見地からの“地域に根ざした社会貢献活動”の全国的推進を図る。

- (1) 地域社会へ向けたサイエンスカフェ等における科学技術コミュニケータ及び教育現場での理科支援活動を通じた科学技術振興支援の推進
- (2) 科学技術行政施策への協力
- (3) 行政機関との防災・減災協定に基づく地域住民とのコミュニケーション活動や防災訓練への参加、国や自治体等が主催する震災対策技術展等への参画、本会の年次防災連絡会議の開催等
- (4) 裁判所からの技術鑑定等の依頼に対する協力活動の実施
- (5) 行政に対する支援としての地方自治体の工事監査等に関する技術調査の実施
- (6) 本会が組織的に取り組むべき新たな社会貢献活動の検討
- (7) “技術士としての目に見える社会貢献活動”の事例発表等による広報

8 情報発信・連携の強化

本会の目的を達成し会の発展を目指すためには、技術士制度の社会への浸透が不可欠であり、本会及び本会会員による「社会に向けた情報発信」は重要である。そのために、多様な形態による広報活動のあり方については組織体制面も含め検討を継続し、成案を得たものから順次実施する。

また、年々増加し各地域に拡大する会員への情報発信機能の強化と統括本部、地域組織、部会相互の情報連携がより重要となっている。そのために、会報やホームページにおける広報内容等の充実の他、インターネットを利用した会議システムなど情報システムの円滑な運用を図る。

- (1) 技術士制度についての産学官への情報発信、技術者の育成に向けた関係学協会との連携
- (2) 技術士資格の取得及び本会への入会について広く理解を得るための企業や業界団体に対する広報活動の検討継続
- (3) 報道機関との連携を含む対外的広報活動の企画推進、本会の各種行事や社会貢献活動などの外部への積極的な情報発信
- (4) 月刊『技術士』の発行及びホームページでの既刊号閲覧システム（Pe-book）の充実
- (5) 月刊『技術士』を補完するホームページ上での広報（Pe-プラス）の定着

- (6) 会員の基本情報、技術士業務の経歴、防災支援や技術者倫理等に関わる会員の活動実績を登録し、担当委員会での活用を可能とするパーソナルデータベースの充実
- (7) ホームページでの会員専用コーナー、同報メールシステムの活用による提供情報の充実の他、WEB 会議システムや専門技術等各種情報の共有・活用に資するシステムの円滑な運用
- (8) 各委員会・地域組織・部会における情報発信及びホームページの維持管理のための体制の整備強化の継続
- (9) 月刊『技術士』等の配送に代わりホームページでの閲覧方式を希望する会員への対応

9 組織運営の強化

地域本部長会議、支部長会議、部会長会議を通じて地域組織及び部会との一層の意思疎通を図るとともに、常設委員会間の連携や、常設委員会と実行委員会の間での一体となった運営の強化を進めることにより、正会員、準会員、賛助会員の拡大を図る。

本会事業の全国的な展開を一層きめ細かく進めるため、会員における地域的な活動を強化し支援する県等单位での支部組織の整備を進める。

技術士全般の活動活性化のために、関連学協会との連携促進の他、関連する技術士団体との情報交換等を通じた「緩やかな連携」の構築を進める。

公益社団法人として必要とされる総会、理事会及び地域組織等の組織運営面での対応の充実に努める。

- (1) 理事会及び常設委員長会議などを通しての事業執行の一層の効率化
- (2) 総務委員会の管轄の下、関東甲信地域における 8 県支部の円滑な事業運営実施に向けた支援
- (3) 地域本部管轄地域における会員のきめ細かな地域活動の活性化を目的とした県単位での支部組織の整備
- (4) 賛助会員企業に向けた本会活動への理解促進
- (5) 企業内技術士会や出身大学・高専別の技術士会などとの連携の促進
- (6) 公益社団法人として求められる法人ガバナンス面からの本会運営における課題への的確な対応

10 東日本大震災復興支援活動の継続

本年度も引続き、地域本部・部会等それぞれの組織の特徴を踏まえた支援活動を積極的に推進する。復興支援活動に関わる情報提供、復興支援技術士データベースの運用等防災支援委員会により継続的に推進する。

11 技術士制度および科学技術政策への取組み

文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会での審議を通じて技術士制度のあり方について取組むとともに、我が国の科学技術政策に対して発言する団体としての役割を果たす。

12 受託事業への対応

本会における業務受託は、公益法人としての社会貢献活動及び技術士活用促進事業における新規業務の育成段階を基本とし、国、地方自治体からの各種審査、調査等の受託事業のほか関係機関等からの委託を受け本会の目的にかなう事業に対応する。

- (1) 国、独立行政法人における調査及び監査業務等
- (2) 地方自治体における工事等の監査に伴う技術調査に関する業務
- (3) 地方自治体における積算等検査業務、建造物設計審査業務、防災に関わる点検業務等
- (4) 官公庁及びその関連機関等が実施している助成金交付申請に係る審査業務
- (5) 地方自治体等の技術系職員採用試験問題の作成、採点等業務
- (6) 国、関係機関等における技術者倫理面での職員教育の支援業務

II 指定事業

1 技術士試験の実施

技術士試験の実施にあたっては、各地域組織、大学等の協力を得つつ、正確、公正を旨とした試験を適正かつ迅速に実施する。平成 25 年度より試験方法が変更されたことに伴いより一層試験委員と緊密な連携を図り、適正な試験実施に努める。

- (1) 技術士第一次試験の試験事務
- (2) 技術士第二次試験筆記試験の試験事務
- (3) 技術士第二次試験口頭試験の試験事務

2 技術士登録等の実施

技術士及び技術士補の新規登録、登録事項変更届及び登録証明書発行等事務の迅速化を図り、申請者等へのサービス向上に努める。

- (1) 技術士及び技術士補の登録事務
- (2) 技術士及び技術士補の登録証明書発行等の事務

3 技術士試験制度等の広報活動

大学・高専・学協会等が実施する試験制度の説明会等に対し、各地域組織、関連委員会等の協力を得て積極的に対応するとともに、特に今年度から変更された試験方法の普及啓発活動を推進し、受験者等に周知を図る。

- (1) 技術士試験制度の広報活動
- (2) 技術士試験実施に係る広報活動

4 試験・登録事務の改善、強化

試験・登録事務については、適正かつ効率的な試験・登録を実施していくため引き続き業務の正確化・合理化を図るとともに、財政の改善に努め、適切な事業運営を図ることとする。

また、技術士試験に係る諸課題等については、技術士分科会等に積極的に協力するとともに、必要となる資料等を提供していくこととする。

以上